

公募要領等に対する質問書に係る回答書

平成21年7月29日付けで公表した介護保険サービス事業者整備（平成22年度整備分）に係る「公募要項等に対する質問書」への回答については以下の表のとおりです。

No.	質問受付 月 日	質問内容	回答
1	8月11日	認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護の併設は可能ですか？	双方の介護サービス利用は不可ですが、人員・設備・運営の基準を満たしていれば、併設は可能です。
2	8月11日	建設等に対する交付金等 はありますか？	地域介護・福祉空間整備等交付金があります。 ただし、申請から国の内示まで半年程度が必要となりますのでご注意ください。随時申請ではなく、時期が決まっており、例年だと1月頃の申請になっているようです。それから半年くらいの内示ですので来年夏頃に内示がきて工事の着工が可能となるようです。もちろん、補助金等適正化法の対象となり、工事についても市の条例に準じた執行となりますのでご注意ください。
3	8月11日	応募条件(4)事業予定地の要件②及び③について、無償借受及び有償借受の契約期間30年以上の根拠についてお伺いしたい。	本市といたしましては、長期的に安定した介護サービスの実施を目指していることから、契約期間30年以上と設定しております。ご理解をお願いします。
4	8月26日	事業計画書《様式1》について、敷地面積等の枠内に「※別紙様式a」及び資金計画の枠内に「※別紙様式b」とあるが、定められた様式はないのか？	特段に定めた様式はありません。 様式枠内に記入できない場合に、別紙として任意様式で作成してください。